

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】令和2年8月13日(2020.8.13)

【公表番号】特表2019-529167(P2019-529167A)

【公表日】令和1年10月17日(2019.10.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-042

【出願番号】特願2019-512780(P2019-512780)

【国際特許分類】

B 29 B 15/08 (2006.01)

D 04 H 1/58 (2012.01)

B 29 K 105/06 (2006.01)

【F I】

B 29 B 15/08

D 04 H 1/58

B 29 K 105:06

【手続補正書】

【提出日】令和2年7月3日(2020.7.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

不織マットであって、

複数の強化纖維と、

バインダ樹脂、カップリング剤、及び腐食抑制剤を含むバインダ組成物と、
を含み、

前記バインダ組成物は非腐食性であり、

前記バインダ樹脂は、熱硬化性材料、熱可塑性材料、又はそれらの組み合わせを含み、

前記不織マットは、100%スチレンモノマー中に10分間浸漬された後、少なくとも
1.356J(1.01b/ft)の引張強度を示し、

前記腐食抑制剤は、トリエタノールアミンであり、

前記腐食抑制剤は、前記バインダ組成物中に、前記バインダ組成物内の全固形分に基づいて、0.05重量%から15.0重量%まで存在する、ことを特徴とする、不織マット。
。

【請求項2】

前記複数の強化纖維は、ガラス纖維、合成纖維、及び天然纖維の少なくとも1つを含むことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項3】

前記複数の強化纖維は、ガラス纖維であることを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項4】

前記複数の強化纖維は、チョップドガラス纖維及び合成纖維の混合物であることを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項5】

前記バインダ組成物は、消泡剤をさらに含むことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 6】

前記カップリング剤は、シランカップリング剤を含むことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 7】

前記熱硬化性材料は、アクリル系材料及びウレアホルムアルデヒド材料の少なくとも1つを含むことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 8】

前記熱可塑性材料は、エチレン酢酸ビニルを含むことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 9】

前記バインダ樹脂は、前記全固形分に基づいて、50.0重量%から100重量%までの前記熱可塑性材料、及び0重量%から50.0重量%までの前記熱硬化性材料を含むことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 10】

前記不織マットは、前記腐食抑制剤を有さない他の同一の不織マットと比較すると、100%スチレンモノマー中に10分間浸漬された後、引張強度において少なくとも12%の増加を示すことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 11】

前記不織マットは、前記腐食抑制剤を有さない他の同一の不織マットと比較すると、硬化後、いずれの纖維白化も示さないことを特徴とする、請求項1に記載の不織マット。

【請求項 12】

熱硬化性樹脂で含浸された少なくとも1つのローピングと、
請求項2～11の何れか1項に記載の不織マットと、
を含む、引抜成形された複合製品。